

# 民事判例研究

民事法研究会

星野 豊

850

## 「パートナー関係」の破綻における慰謝料請求の可否

最高裁判所第一小法廷平成一六年一月二八日判決、平成一五年(受)一九四三号損害賠償請求事件、判時一八八二号八三頁(第一審・東京地方裁判所平成一四年二月二五日判決、第二審・東京高等裁判所平成一五年八月二七日判決)

本件は、男女間で約一六年間にわたって形成されていた「パートナー関係」が、一方当事者の解消通告および婚姻により破綻した場合における、慰謝料請求の可否が争われた事案である。本稿では、本件での事案解決の妥当性について検討すると共に、本件事案の背景となる、第二次大戦後に提唱された家族像の有する潜在的問題点について、若干考察を加えてみたい。

### 《事実》

X(原告、控訴人、被上告人)とY(被告、被控訴人、上告人)とは、昭和六〇年頃に知り合い、その後婚姻して入籍の予定であったが、昭和六一年三月頃、連名で、「お互いにとって大切な人であることにはかわりはないため、スープの冷めないぐらいの近距離に住み、特別の他人として、親交を深めることに決めました」との書状を関係者に発送し、婚約を解消した。その後XとYとは、双方が互いの家を行き

来するようになり、YがX宅に泊まってそこから出勤することもあったが、住居は別々で同居をしたことはなく、それぞれが自己の生計の維持管理をし、共有する財産もなかった。

Xは、出産には消極的であったが、Yが子を持つことを強く望んだため、両者間で、Yが出産に関する費用および子の養育について全面的に責任を持つ、という約束をした上で、平成元年六月、Yとの間の長女を出産した。XとYとは、長女の出産に際しては、子が法律上不利を受けることがないようにとの配慮等から、出生に近接し

た時期に婚姻、離婚の届出をした。また、Xは、妊娠および出産の際の通院費、医療関係費および雑費等をYに請求したほか、Yの親から出産費用等として約六五〇万円を受け取った。長女は、出生後Yの母に引き取られ、Xが養育に関わることはなかった。

Xは、平成五年二月、Yとの間の長男を出産した。長男の出産は、一卵性双生児の一方が出産後間もなく死亡するという異常出産で、X自身も一時的に危篤状態に陥り、二か月間入院した。出産に先立ち、Xが、子の養育の負担により自分の仕事が犠牲にならないようにするため、子の養育の放棄を要望したことから、XとYとは、平成四年一月、Xおよびその家族が出産後の子の養育についての労力的、経済的、一切の負担を免れることをYは保障すること、XはYが決定する子の養育内容について一切異議を申し立てないこと等の取決めを、公正証書により作成したほか、長女の場合と同様の配慮から、長男の出生に近接した時期に、婚姻、離婚の届出をした。また、Xは、長男の出産の際にも、Yから相当額の出産費用等を受け取った。長男は、Yの判断で施設に預けられ、Xが

養育に関わることはなかったが、後記のとおりYがZ（相被告、相被控訴人）と婚姻した後の平成一四年三月、YおよびZの下に引き取られた。

長男の出産前後において、XとYとの関係が悪化し、YのXに対する暴力行為や、YによるX宅の玄関ドアの損壊などがあり、両者は半年間ほど絶交状態にあったが、その後、関係が修復し、YがXの原稿の校正を行ったり、Xの研究分野に関する資料を送付したり、一緒に旅行をするなどしていた。また、Xが平成八年頃から大学教員として勤務するようになると、Yは、Xがアパートを借りる際の連帯保証人となったり、Xが大学で講義をするに際して講義資料として自己の戸籍謄本を提供したり、学生にメッセージを寄せるなどの協力をした。

他方、Zは、Yの勤務先でアルバイトをしていたが、平成一二年頃Yと知り合い、Zが別の会社に勤めた後もYとの交際を続けた。その後、Zは、平成一三年四月三〇日にY宅を訪れ、Yと話し合いをし、XとYとの間に二人の子がいることを理解した上で、Yとの結婚を決意した。

XとYとは、同年五月の連休に、一緒に旅行に行く予定だったが、Yがキ

ャンセルしたため、Xは一人で旅行に出かけた。同月二日、Yは、旅行から戻ってきたXに対し、駅ホームにおいて、今後は今までのような関係を持つことはできない旨等を記載した手紙を手渡し、他の女性と結婚する旨を告げ、Xとの関係を解消した。YとZは、同年七月に婚姻の届出をした。

本件は、以上の事実関係の下で、Xが、YおよびZに対し、XY間には約一六年間に及ぶ「パートナーシップ関係」が形成されており、Yがこれを一方的に破棄したことは不法行為に当たり、ZがXとYとの関係の存在を理解しつつYと婚姻したことはYとの共同不法行為である、と主張して、慰謝料一〇〇〇万円（第二審で五〇〇万円に減縮）を請求したものである。

第一審は、次のように判示して、Xの請求をいずれも棄却した。

「XとYの間には、意識的に形成された長年にわたるパートナー関係が認められ、また、その間には、二人の子供がいるというものの、その生活形態、相互協力の程度、子供の出産及び養育過程に照らして考慮すれば、その関係が（特に長男出生後は）法律上の夫婦同様の関係であるとまでではないことができない上、Xが主張するよう

な、終生、相互に協力し、扶助する義務があり、一方当事者の意思で解消することができない永続的な関係であるとは解することはできない。……たとえ、XがYとの関係について今後も継続することを期待していたとしても、その関係の継続をYに強制できるものではなく、（なお、YにおけるXとYとの関係の打ち切り方が突然でや一方的であるが）Xの期待権が侵害されたものとしてその精神的苦痛に対する法的な賠償をYらに求めることはできないものというべきである。」

Xの控訴に対して第二審は、XのZに対する請求については控訴を棄却したが、Yに対する請求については次のように判示し、Yに対して慰謝料一〇〇万円の支払を命じた。

「XとYとの関係は、婚姻届を提出せず、法律婚として法の保護を受けることを拒否し、互いの同居義務、扶助義務も否定するという、通常の婚姻ないし内縁の実質を欠くものであった」が、しかし「XとYは、両者が知り合った昭和六〇年から平成一三年に至るまでの約一六年間にわたり、上記のような関係を継続してきたものであり、その間二人の子（長女、長男）を儲け、時に互いの仕事について協力し、

一緒に旅行することもある等、互いに生活上の「特別の他人」としての立場を保持してきたこともまた認められる。」したがって、「Yが、Xと格別の話し合いもなく、平成一三年五月二日に突然上記の関係を一方的に破棄し、それを破綻させるに至ったことについては、Xにおける関係継続についての期待を一方的に裏切るものであって、不法行為責任を免れ難い。」

この第二審に対してYのみが上告した。上告理由は多岐にわたるが、最高裁が取りあげた部分は、損害認定等の判断の誤りに関する主張である。

### 《判旨》 破棄自判

一 「へ1」YとXとの関係は、昭和六〇年から平成一三年に至るまでの約一六年間にわたるものであり、両者の間には二人の子供が生まれ、時には、仕事の面で相互に協力をしたり、一緒に旅行をすることもあったこと、しかしながら、「へ2」上記の期間中、両者は、その住居を異にしており、共同生活をしたことは全くなく、それぞれが自己の生計を維持管理しており、共有する財産もなかったこと、「へ3」

XはYとの間に二人の子供を出産したが、子供の養育の負担を免れたいとのXの要望に基づく両者の事前の取決め等に従い、Xは二人の子供の養育には一切かわりを持っていないこと、そして、Xは、出産の際には、Y側から出産費用等として相当額の金員をその都度受領していること、44 YとXは、出産の際に婚姻の届出をし、出産後に協議離婚の届出をすることを繰り返しているが、これは、生まれてくる子供が法律上不利を受けることがないようにとの配慮等によるものであって、昭和六一年三月に両者が婚約を解消して以降、両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって、両者は意図的に婚姻を回避していること、45 YとXとの間において、上記の関係に関し、その一方が相手方に無断で相手方以外の者と婚姻をするなどして上記の関係から離脱してはならない旨の関係存続に関する合意がされた形跡はないことが明らかである。」

二 「以上の諸点に照らすと、YとXとの間の上記関係については、婚姻及びこれに準ずるものと同様の存続の保障を認める余地がないことはもとより、上記関係の存続に関し、YがXに

対して何らかの法的な義務を負うものと解することはできず、Xが上記関係の存続に関する法的な権利ないし利益を有するものとはいえない。そうすると、Yが長年続いたXとの上記関係を前記のような方法で突然かつ一方的に解消し、他の女性と婚姻するに至ったことについてXが不満を抱くことは理解し得ないではないが、Yの上記行為をもって、慰謝料請求権の発生を肯認し得る不法行為と評価することはできないものというべきである。」

### 《研究》

一 本判決の意義について、本件に関する評釈では、婚姻外の男女関係の破綻における慰謝料請求に関する限界事例としてとらえる見方、すなわち、内縁ないし事実婚と本件事案におけるXY間の「パートナー関係」とを、関係の具体的内容ごとに事実レベルにおいて比較検討し、婚姻外の男女関係の破綻において慰謝料請求を一定範囲で認めてきた従来の判例法理の中に、本判決を限界的一事例として位置づけるものが支配的である。<sup>1)</sup>その前提には、法律婚を男女関係の理念的中核としたうえで、法律婚に質的に近い関係につ

いては法律婚に認められている保護をほぼ認め、法律婚と質的に異なる内容を持つ関係については全部または一部の保護を認めないとする、極めて明快なバランス論がある。

しかしながら、このバランス論では、法律婚と他の関係との相対的な異同のみが問題とされるため、「法律婚のどの要素が法的保護にとって最も本質的な要素であるのか」という基本的な問いに対しては、必ずしも明快な答えが導かれぬ。最も明快な違いは婚姻届等の公的手続の有無であるが、判例法理にしても社会保障制度にしても、公的手続等を履践したか否かによって法的保護の有無や程度が分かっているわけではなく、むしろ、「夫婦としての実体的生活関係」の有無によって、かかる判断が分かれているということができる。<sup>2)</sup>

二 そうすると、問題となるのは、この「夫婦としての実体的生活関係」の具体的内容であるが、従来の議論から考えると、①長期間にわたった同居、②生計の実質的同一、③夫婦としての対外的協同行動、特に、④子の養育における協同行動、等が挙げられ、本件の「パートナー関係」では、この

うち少なくとも①②④が否定されている以上、「夫婦としての実体的生活関係を伴わない」から法的保護を与えるべきでない、という議論が、ある程度自然に導かれる。

しかしながら、現行法の下では、夫婦といえども個人単位で法律関係を形成することが一応原則とされているし、夫婦が各々職や収入を有すること等により、同一の価値基準で同一の行動を同時にとらないことが珍しくなくなってしまうと、上記の①②③を以て夫婦としての生活の本質的要素とすることは、やや困難となってくる。また、④についても、現在の家族法における基本的な考え方としては、夫婦関係は対等な当事者の合意に基づく関係であり、その解消も両者の合意に基づいて可能であることが原則とされているのに対し、親子関係は自然的事実的血縁関係を基礎とする解消不可能な関係とされている以上、親子関係の中核的要素である子の養育の履践形態を以て夫婦関係の本質的要素と考えることも、理論的にはやや難しい。<sup>3)</sup>

三 他方、Xの慰謝料請求を否定した本判決の結論のみに着目し、本件のXには破綻に基づく「損害」がない

ため、本判決の結論は妥当である、とする議論も、異論の生ずる余地があることが否定できない。確かに、本件でのXは、Yとの間で経済的な相互依存関係を築いておらず、また、完全な別居を原則としていた以上、突発的な関係の解消に基づく経済的な負担が生じたわけではなく、日常の行動に著しい変化が生じるわけでは必ずしもない。さらに、本件判旨によれば、関係継続に対するXの期待について婚姻と同様の保護が与えられないとされる以上、破綻自体に基づく精神的損害の存在も否定されていることになる。

しかしながら、その場合でも、従来から存続していた関係における秩序（本件では認定されていないが、たとえば重要事項について当事者間で協議することなど）が一方的に破壊されたことを、関係自体の存続が損害賠償を以て保障されることは別次元の利益として、評価する可能性はないのだろうか。要するに、「別れたこと」に関して慰謝料請求が認められるか否かと、「別れ方」に関して慰謝料請求が認められるか否かとを、別次元の問題として捉えることは、必ずしも不可能でないように思われる。第二審がXの慰謝料請求を一部認容したことは、以上のような考え方に基づくものとする

月号五四頁、水野紀子・平成一六年度重判（二〇〇五年）七八頁、良永和隆・ハイローヤー二三五号（二〇〇五年）七一頁、二宮周平・判タ一八〇号（二〇〇五年）一二六頁がある。このほか、本判決後にX本人が開設したウェブサイト、<http://www.partnermarriageinfo/>がある。なお、本稿「パートナー離婚訴訟」について（一）～（二）完）筑波法政（筑波大学）三九号・四〇号（二〇〇五～〇六年）参照。

務自体を物理的に強制する手段がない以上、XY間の関係を早期に解消して子の扶養利益を確保すべきであるとの考え方も成り立ち得ないではないが、現行法がこまごま男女関係に介入できるとは考え難い。

四 以上のことから明らかなどおり、本件における「パートナー関係」を個人と個人との「自由な合意」に基づく関係、と前提する限り、その一方的な解消に関して慰謝料請求が認められない、とすることには、大なり小なり理論的な困難がつきまとうことが否定できない。そうであるとするれば、本判決の結論を妥当であるとするためには、夫婦が個人と個人との合意を中核とする関係である、との大前提自体から離れ、夫婦の「集団」としての性格を正面から認める必要が出てくる、と考えざるを得ないのではなからうか。

但し、そのように考えるとしても、団体的性のある「家」とは異なる、個人の集合体としての「家族」の本質的要素について、その社会的文化的基盤の点を含め、改めて議論する必要があることは明らかであろう。

(2) 最判昭和四四年一〇月三一日民集二三卷一〇号一八九四頁、最判昭和三三年四月一日民集一二卷五号七八九頁、厚生年金保険法三条二項など。

(4) たとえば、別れるに際して暴力を振るったような事例や、所持品を盗取したような事例を想定すれば、両者の区別は明らかだと思われる。なお、一六年間にわたって関係が継続したことを以て慰謝料請求を認めるべき根拠とする議論も主張されうるが、かかる関係が破綻する危険性は理論的には常にある以上、関係が長期間にわたっていることは、あくまでその間に形成されてきた相互依存関係の破壊に基づく損害を基礎づけるものに過ぎないため、本件にこの議論を適用して慰謝料請求を認めることは、やや困難であると思われる。

(1) 本判決についての評釈としては、石川博康・NBL七九号（二〇〇四年）五頁、本山敦・月報司法書士二〇〇五年四月号八六頁、同・法律のひろば二〇〇五年五

(3) これは、離婚後も子に対する扶養義務が各々個別に継続することを考えれば明らかである。なお、本件では、XY間においてXが扶養の義務を免れる旨が合意されており、この合意に対する抵抗感が評釈等で示されることが多い。しかしながら、この合意の効力は、当事者でない子に及ばないことが明らかであるから、Xが子から扶養を請求された場合には、Yとの合意の存在を理由に扶養自体を拒絶することはできず、せいぜい「償済不履行」により生じた損害の賠償をYに請求できるのみである。したがって、かかる合意がXの法的地位に変化を生じさせることが実質的にない以上、このような合意の存在を理由に、本件の「パートナー関係」を「存続させるべきでない」と結論づけてしまうことは、やや恣意である感が否定できない。実際、かかる合意の効力の問題があるのなら、合意が法的に存在しないものとしてXY間の関係を把握すれば足りる筈であり、XY間の関係を存続させるべきか否かは、理論的には別の問題である。もっとも、Xの扶養義務自体を物理的に強制する手段がない以上、XY間の関係を早期に解消して子の扶養利益を確保すべきであるとの考え方も成り立ち得ないではないが、現行法がこまごま男女関係に介入できるとは考え難い。

(5) ここていう「集団」とは、構成員個人の協同と互譲により成立している複数人の集合体を意味しており、構成員の個々の意思と離れた行動原理を有することを本質とする「団体」とは、厳密に区別されるべきである。

(6) 本件とは議論の文脈がかなり異なるが、非嫡出子の相続分規定の合憲性を判断した、最決平成七年七月五日民集四九卷七号一七八九頁の多数意見や可部裁判官の補足意見について見ると、「法律婚の保護」と「嫡出子の優遇」との関係が必ずしも論理的に直結しているとは思えず、法律婚夫婦と嫡出子とを合わせた「嫡出家族」が保護されている、と考えることにより、初めて合理性が保たれるように思われる。

（ほしの・ゆたか 筑波大学助教授）

